

## 家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となります。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

取り壊した家屋が登記されている場合  
法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。  
※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することです。その土地、家屋の権利を証明するものです。

## お子さまの就学時健康診断を実施します

令和6年4月に小学校に入学予定のお子さまを対象とした健康診断を実施します。  
当日は保護者付き添いの上、受診をお願いします。

**日時**  
10月18日(水)  
午後1時10分～25分受付  
終了予定 午後4時ごろ  
**場所**  
エコーみよた  
**対象**  
令和6年度  
小学校就学予定者

**その他**  
対象となるお子さまがいるご家庭には、実施通知を9月中旬ごろまでに、町内保育園・幼稚園を通じて配布します。  
また、町外に通園している対象者には、町教育委員会から郵送します。  
実施通知が届いていない場合や転出入などにより入学予定の学校に変更がある場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。

## 住宅土地統計調査にご協力ください ～町内の一部(461世帯)が対象となります～

町内の一部の世帯に対して、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として

幅広く利用されます。

調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いします。  
※調査員は「調査員証」を携帯しています。  
なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマート

## 農業振興地域農用地区域からの除外申請を受け付けます

町では、農業振興の基盤となる優良農地の確保・保全のために農業振興地域整備計画で農用地区域を定めています。

農用地区域における農地を農地以外の目的に利用する場合は、農業振興地域からの除外申請が必要です。除外には要件がありますので、申請前に事前にご相談ください。

### 申請方法

書式は、産業経済課農政係(2階12番窓口)または町公式ホームページからダウンロードできますので、受付期間内に書類を提出してください。

### 問い合わせ先

産業経済課農政係  
(32)3113

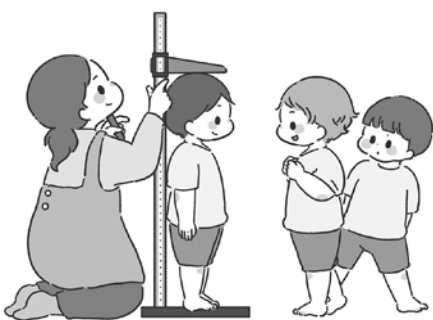
**受付期間**  
9月1日(金)～29日(金)

取り壊した家屋が未登記の場合  
未登記の家屋は、法務局に登記の情報がないため、町へ家屋取壊届及び取り壊しを証明する書類(領収書等)の提出が必要となります。

なお、課税対象となっていない家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書にて記載をしておりますのでご確認ください。

### 問い合わせ先

税務課資産税係  
(32)3126



### 問い合わせ先

教育委員会学校教育係  
(32)9100

## 町営住宅桜ヶ丘団地入居待機者を募集します

町営住宅桜ヶ丘団地は、現在空き部屋がありませんが、入居待機期間内に退去者があった場合は、その住戸への入居待機者となるための、申し込みをしていただきます。

### 申込受付期間

9月1日(金)～8日(金)

### 説明会(抽選会)

日時 9月15日(金)

午前10時から  
場所 役場2階 会議室5  
※抽選により、入居待機順位を決定します。

### 入居待機期間

10月1日(日)～  
令和6年3月31日(日)

### 申込資格

令和5年9月8日時点で、町内に住所を有するかた、または入居決定後町内に住所を移すことができるかた

団地名	桜ヶ丘団地	
建設年度	H5～H14	H13～H14
構造	中層耐火	
規模	3LDKY	2LDKY
家賃(円)	21,300～35,700	21,400～31,900

LDK…居間兼食事室兼調理場  
Y…浴室(浴槽、風呂釜付)

- ・現に同居しているかまたは3カ月以内に同居する親族がいるかた
  - ・現に住宅に困っていることが明らかでないかた
  - ・収入が一定額以下(※)のかた
  - ・町税等の滞納がないかた
  - ・現に同居しているかたまたは同居しようとする親族が暴力団員でないかた
  - ※収入金額の算定は、扶養人数等により変動します。
- 申し込みに必要な書類**
- ・町営住宅入居申込書
  - ・町ホームページからダウンロードできます)
  - ・住民票謄本・所得証明書
  - ・課税証明書・扶養証明書
  - ・納税証明書
- ※その他、状況に応じて提出書類が異なります。
- 連帯保証人**  
入居にあたり、町が定めた資格を有する連帯保証人を1名立てていただきます。
- 詳しい内容につきましては、お問い合わせください。  
**申し込み・問い合わせ先**  
建設水道課都市計画係  
(32)3129



町ホームページ  
二次元コード

## 駅北町営有料駐車場 発券・精算機の更新工事を実施します

9月25日(月)から29日(金)(予定)にかけて駅北駐車場の発券・精算機の更新工事を実施します。

更新後は、キャッシュレス決済機能を搭載するなど、利用しやすい機器となる予定です。

更新工事期間中は、機器を一時所蔵する工事するため(※)、駐車場は引き続きご利用いただけます。  
利用される皆さまには、ご不便、ご迷惑をおかけします

### 更新期間

9月25日(月)～29日(金)(予定)

### 問い合わせ先

企画財政課財政係  
(32)3112

## 「暮らしの中の悩み事相談所」を開設します

佐久人権擁護委員協議会では、女性人権擁護委員等による「暮らしの中の悩み事相談所」を開設します。

家庭内におけるさまざまな問題、近隣のもめごと、プライバシーに関する問題、いじめなど子どもに関する問題等、女性人権擁護委員を中心に相談に応じます。

相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

### 問い合わせ先

長野地方方法務局佐久支局内  
佐久人権擁護委員協議会

事務局長  
0267(67)2272

### 人権相談連絡先

女性の権利ホットライン  
0570(070)810  
みんなの権利110番  
0570(003)110  
子どもの権利110番  
0120(007)110  
(全国共通・無料)